

川崎市告示第373号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和7年7月7日

川崎市長 福田紀彦

令和7年度 指定介護機関 (訪問介護) の部 変更

| 指定番号 | 変更年月日 | 名称 開設の場所 | 変更事項(前) |
|---------|--------|--|------------------------------------|
| 川-51534 | R7.3.1 | 合同会社ひまわり 中原区新城3-10-5 合同会社ひまわり 中原区新城3-10-5 | 株式会社ひまわり【開設者名称】 株式会社ひまわり【事業所名称】 |

令和7年度 指定介護機関 (訪問型サービス(独自/定率)) の部 変更

| 指定番号 | 変更年月日 | 名称 開設の場所 | 変更事項(前) |
|---------|--------|--|------------------------------------|
| 川-51534 | R7.3.1 | 合同会社ひまわり 中原区新城3-10-5 合同会社ひまわり 中原区新城3-10-5 | 株式会社ひまわり【開設者名称】 株式会社ひまわり【事業所名称】 |